

平成18年6月21日

各 位

会 社 名 クミアイ化学工業株式会社  
代 表 者 取締役社長 望月信彦  
(コード番号 4996 東証第1部)  
問 合 せ 先 コンプライアンス統括室長 中尾徹  
(TEL. 03-3822-5036)

## 内部統制システムの構築に関する基本方針について

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

### 記

当社は経営環境の変化に迅速に対応できる体制を構築するとともに、法令・倫理の遵守及び経営の透明性をより高めるために、経営管理体制の整備・充実を図っていくことが重要な課題と認識している。

#### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項第4号)

- (1) 取締役社長直轄のコンプライアンス委員会とコンプライアンスを統括する部署としてコンプライアンス統括室を設置する。
- (2) 「クミアイ化学行動憲章」と「クミアイ化学行動規範」を定め、取締役・使用人に対して企業倫理・法令遵守の徹底を図る。
- (3) 内部通報制度として、職制ライン、コンプライアンス統括室ライン、社外弁護士ラインを構築し、運用する。
- (4) 監査役は、取締役の業務の執行が法令、定款等に適合し、適切に行われているかを監査する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- (1) 文書の重要性により保存年限、保管・保存の責任部署等を明確にし、取締役の業務執行に必要な文書の保管・保存を行う。
- (2) いずれの文書も取締役及び監査役から閲覧要請があった場合には、即時対応する。

### 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 3 号)

- (1) 中期経営計画及び単年度の経営計画を策定し、この経営計画を達成するため、目標管理を行う。目標を達成するために、取締役の職務権限ならびに意思決定方法を明確に定める。
- (2) 経営管理組織として、「取締役会」、「常勤役員会」、「経営会議」を設置する。「取締役会」は経営チェック機能を強化する観点から社外取締役及び社外監査役も出席し、重要な業務執行の意思決定を行う。

### 4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 2 号)

- (1) リスク管理体制については、部門ごとにリスクを管理する体制をとる。環境面については各工場において環境マネジメントシステム ISO 14001 によりリスク管理を行う。

### 5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 5 号)

- (1) コンプライアンス統括室は、グループ企業の業務監査を行う。
- (2) 監査役は定期的にグループ企業の監査を行い、グループ監査役研究会を設け、情報の共有化を図る。

### 6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 1 号及び第 2 号)

- (1) コンプライアンス統括室が監査役のスタッフとなり、監査役会の事務局業務を行う。
- (2) コンプライアンス統括室の異動等については、監査役に事前に確認を行う。

### 7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 3 号及び第 4 号)

- (1) 監査役は、取締役社長、会計監査人と定期的に意見交換を行う。
- (2) 監査役は、取締役会、常勤役員会、経営会議のほか、重要な各種会議・委員会に出席し、報告を受ける。
- (3) 監査役はコンプライアンス統括室と常時、情報の交換を行うほか、内部監査資料の提供を受ける。
- (4) 監査役は、年間計画を作成し、各部門や事業所の監査を行う。
- (5) 監査役は、内部通報制度を通じて提供される情報の受領先となる。

以 上